

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(平成三十一年三月十二日 宮城県規則第十号)

(趣旨)

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十条第二項の規定に基づき、知事管理量（法第四条第二項第四号に規定する数量をいう。）に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 基本計画 法第三条第一項の規定により農林水産大臣が定める計画をいう。
- 二 県計画 法第四条第一項の規定により知事が定める計画をいう。
- 三 管理期間 基本計画において、くろまぐろに関し、法第三条第二項第六号に規定する数量（以下「都道府県別の数量」という。）による管理の対象となる期間として定める期間をいう。
- 四 県管理期間 県計画において、くろまぐろに関し、法第四条第二項第三号の規定により都道府県別の数量について期間別の数量を定めた場合における当該期間をいう。

(採捕の数量等に関する告示)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、直ちにその旨及びその他必要な事項を告示するものとする。

- 一 県管理期間におけるくろまぐろの採捕の数量が、県計画で定める当該県管理期間における採捕の種類別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいとき（第二号又は第三号に該当する場合を除く。）。
- 二 管理期間におけるくろまぐろの採捕の数量が、県計画で定める当該管理期間における採捕の種類別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいとき（第三号に該当する

場合を除く。)

- 三 管理期間におけるくろまぐろの採捕の数量が、基本計画で定める当該管理期間における都道府県別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいとき。

(採捕の停止)

第四条 知事が前条の規定により告示をした場合であつて、当該告示に併せて当該告示に係るくろまぐろの採捕の停止の期間を別に定めたときは、次の各号に掲げる告示の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者は、当該期間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

- 一 前条第一号又は第二号に該当する旨の告示 当該告示に係る漁業を営む者
- 二 前条第三号に該当する旨の告示 海洋生物資源の採捕の数量等報告規則(平成八年宮城県規則第七十九号)第三条各号に掲げる漁業(同条第七号に掲げる漁業を除く。)を営む者及び遊漁者

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。